

1 大学院研究科の使命および目的・教育目標

A群 大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

B群 大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

【現状の説明】 本研究科は、高等教育の一層の充実と各専門分野における社会的リーダーや専門家の養成を目的に、1979年4月に設置された。当初は修士課程のみであったが、1990年4月には、博士後期課程が開設され、修士課程は博士前期課程に名称が変更され今日に至っている。

さて、本研究科は、学則にあるように、学部の教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的としている。また、このような目的に基づいて設定したのが、経済学の高度な専門性を有する有為の研究者および高度専門職業人を養成するという教育目標である。

【点検・評価】 本研究科は、開設以来、優れた若手研究者を養成し、各地の大学・研究機関に多くの教員・研究者を送り込んできている。

また、2008年度より博士前期課程において、従来の研究者養成コースに加えて専修コースを新設し、社会人の再教育・キャリアアップの要請にも応えられる体制を整備することで、高度専門職業人の養成をさらに図っていく予定である。

A群 大学院研究科の理念・目的・教育目標の周知の方法とその有効性

【現状の説明】 上記のような理念・目的・教育目標に関しては、HPの活用などにより、学内外への周知を図っている。また特に内部の学生に対しては、本研究科への進学説明会の開催などを行っている。

【点検・評価】 2008年度からの専修コースの新設などの周知については、まだまだ不十分だと思われる。

【改善方策】 専修コースの具体的カリキュラムの充実と並行して、できるだけ受験者に周知される広報を模索する。

2 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

【目標】 経済学の高度な専門性を有する有為の研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とし、そのために、きめの細かい指導を行うことが教育の目標である。

(1) 教育課程等

(大学院研究科の教育課程)

- A 群 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連
- A 群 学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- A 群 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- A 群 博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性
- A 群 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性
- B 群 「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- B 群 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

本研究科の教育課程は、前述の理念・目的の下に、「広い視野にたつて清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」ため、そしてまた、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」ために、次のような特色を堅持している。

第一は、近代経済学による理論およびその応用、歴史研究、ならびに実証分析の側面に重点をおいた研究・教育を志向していることである。第二は、今日的な、時代の要請に応える、生きた研究を進めるべく、それにふさわしいいくつかの特殊研究科目を設定していることである。第三は、附置している経済経営研究所の研究プロジェクトを通して現実経済が直面している問題に対し、学際的研究を推進していることである。第四は、教育・研究活動を少人数のマン・ツー・マン体制で行い、「大学院生本位」の研究科として運営していることである。

次に、経済学部と本研究科の教育内容の関係であるが、まず、学部・大学院共通科目が

あり、学部学生も早期から高度な教育内容が受けられる体制が整っていることがあげられる。さらに、本研究科は学内推薦制度を採用しており、所定の要件を満たした学部学生に対して、筆記試験を免除し面接のみの入学試験によって本研究科への進学を許すことにより、早い段階で大学院入学後の研究計画が立て易いようにしている。それに加えて、経済学部経済学科で3年次終了時に所定の要件を満たした者の本研究科への入学を許可するという制度もあり、学部を3年で終了する学生に対して、大学院への進学とのリンクを図り、学部から博士前期課程にかけて、5年一貫教育の推進ができるような仕組みを構築している。

続いて、修士（前期）課程と博士（後期）課程の教育内容の関係であるが、本研究科においては、前期課程、後期課程ともに全く同じ講義・演習が開設されており、前期課程を修了した学生が同じテーマで研究を継続しようとする場合、より高いレベルでの継続研究が後期課程で実現できることになる。したがって、学生は前・後期課程を通じて一貫した指導が受けられる体制が保証されているといってもよい。

最後に、課程制博士課程における入学から学位授与までの教育システム・プロセスであるが、本研究科の場合、博士前期課程・博士後期課程いずれについても、学生は履修すべき科目、研究の主題の決定、研究活動について、入学試験の段階で選んだ指導教員の指導を仰ぐ仕組みになっている。具体的にいうと、前期課程の場合は、学生は、まず入学時に一般的なガイダンスを受け、次に、履修科目登録をする際、どの科目を何年次に履修すべきかに関して、指導教員から指導を受ける。そこにおいて前期課程の研究計画も具体的に決定されるといってよい。そして、2年次には、指導教官による修士論文の指導がなされることになる。そして、後期課程においては、教育課程における指導教員の占めるウェイトはさらに大きくなり、教員と学生の間ではほぼ1対1の研究活動をするようになる。

上記のように、学位授与に至るプロセスにおいて指導教員が占めるウェイトは非常に大きいといえるが、本研究科は教育・研究活動を少人数のマン・ツウ・マン体制で行っているため、現行の教育システム・プロセスにおいて、何らの問題も発生していない。

（授業形態と単位の関係）

A群 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位 計算方法の妥当性

【現状の説明】 本研究科が開設する授業科目は、ほとんど通年4単位のものである。言い換えれば、通年の履修で4単位を認定することが適切と言えるように、各授業科目の内容を決定している。2単位の講義あるいは演習科目は例外的である。

【点検・評価】 2008年度から専修コースを新設するが、専修コースの一部の授業に必要と考えられる2単位授業については、いまだ検討していない。

【改善方策】 専修コースの本格的カリキュラム検討と並行して、2単位科目の増設を検討したい。

(単位互換、単位認定等)

B 群 国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

【現状の説明】 本研究科は、2000 年度より 4 大学院（上智大学大学院経済学研究科、成蹊大学大学院経済学研究科・経営学研究科、成城大学大学院経済学研究科、武蔵大学大学院経済学研究科）との間で単位互換制度を設けているが、この数年での利用実績はほとんどない。なお、この制度により取得した単位のうち、博士前期課程では 8 単位まで、博士後期課程では 4 単位まで、修了に必要な単位に算入することができる。

【点検・評価】【改善方策】 単位互換制度は、研究・教育の上で他大学院と相互に補完関係を築くことができる点で有意義なものであるが、現在のところ、主に地理的な理由と思われるが、この制度の利用頻度は極めて少なく、期待される程には実績を上げていない。

この点を改善するため、協定校の拡大、例えば、経済学部との f-Campus 協定校の大学院にまで拡大する等の対策が必要である。

(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)

A 群 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

【現状の説明】 教育課程としては研究者養成コースのほかに、社会人・外国人留学生向けの教育課程は編成していない。

また、社会人、外国人留学生に対する教育研究指導上の特別な配慮は、組織だって実施していないが、社会人の基礎学力向上のため、担当指導教員が学部・大学院共通科目の学部科目の履修等をアドバイスするケースもある。

さらに、定期的に協定大学から受け入れている外国人留学生に対しては、各指導教員が留学生の個々の事情に合わせた指導をしている。（外国人留学生数は後出の「外国人留学生の受け入れ」を参照）

【点検・評価】 本研究科は、近年入学者ゼロという年もあり、一般学生はもとより社会人学生の入学者も確保するために、教育課程編成、教育研究指導への配慮も含んだ抜本的な対策が必要である。（社会人学生の入学者数は、後出の「社会人の受け入れ」を参照）

【改善方策】 社会人の入学者を確保するために、2008 年度より博士前期課程において、従来の研究者養成コースに加えて、社会人のニーズに対応した専修コースを新設する。（詳細は、後出の「学生募集方法、入学者選抜方法」の【改善方策】を参照）

(生涯学習への対応)

C 群 社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

本研究科においては、生涯学習の推進に対応させた教育研究は実施していない。

(研究指導等)

A 群 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

A 群 学生に対する履修指導の適切性

B 群 指導教員による個別的な研究指導の充実度

本研究科における教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導は、前述したように、少人数のマン・ツウ・マン体制できめ細かく行われているので、まさに「大学院生本位」の研究科として、充実した内容となっている。

また、前述したように、博士前期課程・博士後期課程いずれについても、学生は履修すべき科目、研究の主題の決定、研究活動について、入学試験の段階で選んだ指導教員の指導を仰ぐ仕組みになっている。(詳細は、「2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等(1) 教育課程等(大学院研究科の教育課程)」の項参照)特に博士前期課程における論文指導については、論文の概要(タイトル)が決定した後に、指導教員以外の教員2名が加わり、複数回にわたり多面的な論文指導を行う制度があり、論文の質の向上に役立っている。

以上のことから、学生に対する履修指導および指導教員による個別的な研究指導も適切かつ充実した内容で行われていると言ってよい。

(2) 教育方法等

(教育効果の測定)

B 群 教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

教育・研究効果は、授業ごとに測定され(多くは出席を含む平常点と年度末レポートによる)、さらに、修士論文、博士論文の内容、関連した口述試験によって測定される。修士論文は、タイトルが決定しだい、院生が審査委員の教員から定期的に個別指導をうけ、内容の向上をはかっている。

博士後期課程の院生については、実質的に個別指導になっている。学会報告や査読雑誌の掲載をめざしており、それが効果測定の重要な方法であり、こういった方法は適切である。

上記の方法は在籍者が少ない現状では適切であるが、もし院生が増えたときは新たな対応を検討しなければならない。

C 群 修士課程・博士課程修了者(修業年限満期退学者を含む)の進路状況

C 群 大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況

前期課程を修了した者のこの数年の進路は、約4分の1が後期課程に進学し、残りの大半は民間企業や民間研究機関に職を求めている。また、後期課程修了者は、この数年、大学教員や研究機関などの道へと進んでいる。

(成績評価法)**B 群 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性**

本研究科の授業科目・論文の成績は、博士論文を除き、100 点満点の点数をもって表示し、50 点以上を合格、49 点以下を不合格とし、成績表によって学生に通知される。

成績評価は、各担当教員による絶対評価が行われている。そして、授業科目の評価基準は、担当教員に委ねられているが、学生が少人数であるため、担当教員が個々の学生の学力・学習状況を具体的に把握することにより、適切な評価が行われている。さらに、評価対象（筆記試験、レポート、平常点など）についても担当教員に委ねられているが、授業時の報告や討論などの平常点が主体となっている。

また、修士論文についても点数制による評価を行っているが、授業科目とは異なり、次のような評価の仕方をしている。すなわち、提出された論文を審査委員 3 名（主査 1 名、副査 2 名）が審査し、その後、最終試験として口頭試問が行われ、採点される。博士後期課程への進学を希望する学生は、修士論文において 80 点以上の得点が求められる。さらに、審査委員はその結果を研究科委員会に報告し、質疑応答の上議決される。以上のように、修士論文についても、厳格で適切な評価がなされている。

(教育・研究指導の改善)**A 群 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況****A 群 シラバスの適切性****B 群 学生による授業評価の導入状況**

【現状の説明】 教員の教育・研究指導方法の改善に関しては、研究指導のあり方を中心に、不定期的に研究科として議論が続けている。またシラバスに関しては、ばらつきはあるが、おおむね授業の目的、内容、方法、評価の方法などの項目ごとに記載がなされている。学生による授業評価、学生満足度調査、卒業生による評価などは行われていないため、研究指導その他の場において、随時学生からのフィードバックを得るように務めている。

【点検・評価】 上記のとおり、教育・研究指導方法の改善については、在籍院生が少ないこともあって継続的な議論が組織的には行われておらず、その点において F D 活動に関する認識と取り組みは不十分だと考える。シラバスは、とくに授業内容に関する記載の詳細さについては、授業ごとにかんがりのばらつきがある。また、学生による授業評価は実施していないが、これは大学院の授業が少人数クラスによるものが殆どであるため、研究科全体としての実施が難しいという事情による。この点をカバーするための学生からのフィードバックは、個別の教員に任せており、それが機能を果たしているかどうかは不明確である。

【改善方策】 院生の人数を増やすことと並行して、教育・研究指導方法の改善について今後より具体的なレベルでの取り組みを行うことを考えたい。またシラバスに関しても、授業内容に関してできるだけ授業の流れが掴めるような記述方法に統一すべきである。学

生による授業評価の実施は、上記の通りやや困難な問題を含んでいるが、これについては全学的な検討プロセスの中で研究科としてのあり方を考えていきたい。

（３）国内外における教育・研究交流

B 群 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

B 群 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

C 群 外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性

【現状の説明】 本研究科には、国際化への対応と国際交流の推進に関する具体的な方針は存在しないが、国際化といった流れに即した教育の充実につとめており、国際レベルでの教育研究交流の促進策として、留学生の派遣・受け入れ、ならびに教職員の海外派遣や外国人研究員の招聘などを行っている。

本研究科でも協定留学の仕組みが大学院生にも適用されているが、ここ数年、外国の大学院に留学するケースはない。しかし、外国人留学生は、定期的に協定校より受け入れている。（外国人留学生の受け入れ状況は、後出の「外国人留学生の受け入れ」を参照）

また海外での学会の発表について、大学院生分が予算化されている。

教員レベルの海外派遣は学部と連動して実施しており、外国人研究員も常時受け入れている。

【点検・評価】 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるため、外国人研究員の受け入れを促進したいが、受入れ環境（研究者用の部屋数等）が不十分である。

【改善方策】 外国人研究者の受け入れ環境の改善を大学当局に要請中である。

（４）学位授与・課程修了の認定

（学位授与）

A 群 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

B 群 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

C 群 学位論文審査における、当該大学（院）関係者以外の研究者の関与の状況

本研究科における修士・博士の各々の学位の授与状況は下記の通りである。昨年度は、残念ながら修士・博士ともに該当者なしであった。

学位	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年
修士	2 名	4	2	3	0
課程博士	0	0	1	1	0
論文博士	0	0	0	0	0

学位の授与に関しては、『学習院大学学位規程』により、下記のような厳格な規定が設定されており、本研究科はそれに則して適切に運用している。

まず、修士の学位の授与に関する規定の概要であるが、手順としては、①学位論文の提出 ②審査委員の決定 ③論文の審査及び試験 ④審査委員の報告 ⑤研究科委員会の議決 ⑥審査結果の学長への報告 ⑦学位の授与の順番になる。

より具体的に記せば、学生は在学中に指導教員を経て研究科委員長に学位論文を提出する。その後、研究科は指導教員を主査とする計3名の審査委員を決定する。審査委員は、論文の審査および口頭・筆答による試験を行った後、学位論文とともにその審査の要旨、試験の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を付して、研究科委員会に提出する。そして、研究科委員会は審査委員の報告に基づいて、修士の学位を授与すべきか否かを議決し、委員長は学位論文の審査の要旨および試験の結果の要旨を文書で学長に報告する。最後に、学長はその報告に基づき、大学院委員会の議を経て、修士の学位を授与すべき者には修士の学位を授与し、修士の学位を授与できない者にはその旨を通知する、となっている。なお、修士論文に代替できる特定の課題研究についての制度は、現在のところ設けていないが、2008年度より導入する。

課程博士の学位論文に関しても、審査の手順はほぼ同じであり、異なっている点は、学位授与の後に論文を印刷公表しなければならないことである。また、論文提出による学位の場合も、学位を申請する際の書類が異なるだけであり、これ以外の手順は課程博士の場合とほぼ同じである。

次に、学位審査の透明性・客観性を高める措置であるが、修士論文の場合は、最終試験の際に当該学生による修士論文発表会を実施し、審査委員以外の教員も出席し質問できるような仕組みになっているので、透明性および客観性は十分に確保されているといえる。また、博士論文の審査においては、本学（院）以外の研究者に必ず審査を依頼している。この点でも、審査の透明性・客観性の程度は非常に高い。

（課程修了の認定）

B群 標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

経済学研究科では標準修業年限未満で修了することを現在認めていない。

3 学生の受け入れ

【目標】 学内推薦、早期卒業、社会人をはじめ多様なニーズにこたえた学生募集をおこない、公平な入学者選抜の体制をしくことを目標とする。

(学生募集方法、入学者選抜方法)

A 群 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

【現状の説明】 博士前期課程（募集人員 10 名）については、毎年 5～6 月（学内推薦）及び 9～10 月に入学試験を行う。合格者の決定は、筆記試験（専門科目および外国語からなる）、面接試験、出身校の学業成績等を総合的に勘案して行う。博士後期課程（募集人員 3 名）については、毎年 2 月に入学試験を行う。合格者は、筆記試験（外国語）、面接試験および提出された修士論文審査を総合的に勘案して決定する。なお、博士前期課程では社会人入試（募集人員若干名）も別途毎年 9～10 月に行っている。合格者は書類選考の後、小論文、英語の学力試験、面接試験を総合的に勘案して決定する。

【点検・評価】 過去 3 年間の入学試験の状況は、以下の通りである。

実施年度	課 程	定 員	志願者数	合格者数	入学者数
2004 年度	博士前期課程	10	11	5	3
	博士後期課程	3	3	2	2
	社 会 人	若干	0	0	0
2005 年度	博士前期課程	10	3	2	0
	博士後期課程	3	0	0	0
	社 会 人	若干	1	0	0
2006 年度	博士前期課程	10	2	0	0
	博士後期課程	3	4	3	3
	社 会 人	若干	1	0	0

他大学との競争の激化により、この 2 年間、本研究科への入学者ゼロが続いている。入学者確保のため、学生募集の方法・入学者選抜方法の見直し、教育課程の再編成等の抜本的な対策を講じる必要がある。

【改善方策】 2008 年度より入学者確保のため、下記のような対策を講じる。

まず、専門科目の筆記試験は、経済学検定試験（E R E）の成績で代替可とする。これにより学生は、大学院入試のためだけの勉強をする必要がなくなる。

次に、博士前期課程入学試験の時期については、秋季と春季の 2 回実施することにより受験機会を拡大する。年 2 回の入学試験により、就職活動と受験の時期が重なる学生への負担軽減、そして他大学院不合格者への受験機会の提供を図ることができる。

さらに、社会人向けの教育課程として、従来の研究者養成コースに加えて高度な専門職業人の養成を目的とする専修コースを新設し、社会人のニーズに応えるよう体制を整備する。

(学内推薦制度)

B 群 成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

【現状の説明】 本研究科は学内推薦制度を採用している。

この制度としては、まず、履修した科目のうち成績評価のある科目の平均点が 75 点以上である学部学生について、筆記試験を免除し面接のみの入学試験によって本研究科への進学を許すというものがある。

さらに、経済学部経済学科で 3 年次終了時に所定の要件を満たした者の本研究科への入学を許可するという制度もある。

【点検・評価】 学内推薦制度の内容および運用ともに適切であり、大きな問題はない。

(門戸開放)

A 群 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

【現状の説明】 本研究科の 2007 年 4 月時点の在籍者数は、博士前期課程 3 名、博士後期課程 4 名となっており、そのほとんどが他大学出身者である。

〈博士前期課程在籍者状況〉

	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年
本学出身者	2 人	3	0	0	1
他大学出身者	5	3	4	1	2
在籍者数	7	6	4	1	3

〈博士後期課程在籍者状況〉

	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年
本学出身者	0 人	2	0	2	0
他大学出身者	8	6	4	4	4
在籍者数	8	8	4	6	4

(飛び入学)

B 群 「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

経済学研究科では、本学経済学部（および他大学）からの「飛び入学」および 3 年次卒業の学生の入学を実施しているが、いまだ該当者はいない。制度の面では、「飛び入学」よ

りも「3 年次卒業」が学生にとっては有利であるため、「飛び入学」の学生があらわれる可能性は少ないと考えられる。しかし、入学するための規定が異なるため、両方の制度は継続していく予定である。

(社会人の受け入れ)

B 群 社会人学生の受け入れ状況

博士前期課程では、社会人入試（募集人員若干名）を実施しているが、2002 年、2003 年にそれぞれ 2 名、1 名を受け入れた後、この数年受け入れ 0 の状態が続いている。

(科目等履修生、研究生等)

C 群 科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

本研究科の科目等履修生、研究生、委託生（官公庁、外国政府、その他の機関又は団体の委託に基づき入学を希望する者）等の受け入れ方針は、「教育ニーズの多様化に対応するために、広く受け入れて教育・研究を教授する」ことである。

受け入れ要件については、『学習院大学大学院学則』に定められており、これに基づいて、博士前期課程・博士後期課程の大学院生の他にも種々の目的（自己啓発、研究継続、修士論文作成等研究の補完等）によって勉学を希望する学生を受け入れている。2006 年度の各種学生の受け入れ数は、科目等履修生 1 名、委託生 1 名である。

以上のように、明確な受け入れ方針・要件が存在し、学生のニーズごとに適切な対応がなされている。

(外国人留学生の受け入れ)

C 群 外国人留学生の受け入れ状況

海外からの本研究科への留学生は、2002～2004 年にそれぞれ 1 名受け入れたが、その後は受け入れていない。2006 年に中国からの委託生 1 名がいる。

(定員管理)

A 群 収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

【現状の説明】 本研究科の収容定員は博士前期課程 20 名、博士後期課程 9 名である。これに対して、2007 年度の在籍者数は博士前期課程 3 名、博士後期課程 4 名と収容定員を両課程ともに割っている。

【点検・評価】 本研究科において特に問題となるのは、博士前期課程における収容定員充足率の低さである。在籍者数が少ないということは、学生に対する教育効果の面ではプラスであるが、反面、学生同士での切磋琢磨などの研究上の刺激に乏しくなる点是否定できない。よって、在籍者減少傾向に対しては早急に対応策を取る必要がある。

【改善方策】 前述の「3. 学生の受け入れ（学生募集方法、入学者選抜方法）」の項で述

べたように、2008 年度より博士前期課程の入学者確保のため、前述のような対策を講じる。

4 教員組織

【目標】 学界、社会的にも評価の高い教員をそろえ、学部と密接に連携した教育・研究体制をしくことを目標とする。

（教員組織）

A 群 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

【現状の説明】 本研究科の専任教員は、2007 年 5 月現在、教授 15 名、准教授 3 名の合計 18 名であり、全員が経済学部経済学科と兼任である。これに対して、在学生は博士前期課程 3 名、博士後期課程 4 名であり、教員一人当たりの学生数が少なく、密度の濃い教育研究指導が可能となっている。

また、本研究科は、経済学の高度な専門性を有する有為の研究者および高度専門職業人を養成することを教育目標として掲げているが、このような目標を実現していくのに十分な教員組織を上記のように確保しており、今後もより一層教育研究活動充実のため、十分な体制を整えていく方針である。

なお、教育課程の種類、性格への適切な対応を図るために、それぞれの分野に十分な業績と指導力のある教員を配置していることも特筆すべき点である。

A 群 組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況

【現状の説明】 本研究科の専任教員は、学部と全員同じであり、連携体制は問題ない。学務に関しては研究科委員長一人が、すべて受けもつが、重要案件については、プロジェクト・チームなどを作って原案を検討するなど、機動的に対応している。

【点検・評価】 入学する学生は、特定の指導教員に集中する傾向があるので、その教員の負担は相対的に重くなることは否めない。

【改善方策】 指導学生を持たない教員を中心に、相応の学務を担い、不公平感の出ない方策を検討する。

（研究支援職員）

B 群 研究支援職員の充実度

B 群 「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

C 群 ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用 の適切性

【現状の説明】 経済学部そして経済学・経営学両研究科には、研究支援職員として教授・

准教授および講師の研究教育活動を補佐するための副手が、現在 9 名在籍している。この 9 名の副手は、専任教員と密接な連携を取りながら、研究活動を補助し、かつ事務を行い、教育研究活動に対して効果的な支援を行っている。本学の教員は、他大学にはいない本学特有の職員であるこの副手のアシストを受けることができるので、非常に恵まれているといっているが、副手 1 人当たり 4～5 名の教員を補佐している現状を勘案すると、より質の高い教育や研究環境を築くという面からみれば、増員する必要がある。

ティーチング・アシスタント（TA）は本学部において制度化されているが、その活用は専ら学部のみであり、本研究科としては、TA 制度は教育経験を積む場としてとらえて、大学院生を学部に派遣している。そしてまた、リサーチ・アシスタントについては、教員の研究活動を実質的にサポートするという視点から必須の制度と考えている。現在、全学での制度化がなされたので、積極的に有効活用していきたい。

（教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続）

A 群 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

教員採用・任免・昇格に関しては、学部教授会の議をふまえて大学院担当教員人事が決定される。助教授（准教授）以上の教員が、大学院担当となる。

採用人事は、およそ 5 年前から公募により募集し、厳正な審査のもとになされている。准教授や教授への昇格も、学部教授会において厳正になされており、大学院担当教員の決定に関しては、適切であると考えている。

（教育・研究活動の評価）

B 群 教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

教員の教育研究活動及び研究活動の評価は、特に実施されていない。

（大学院と他の教育研究組織・機関等との関係）

B 群 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

大学院交流規定により、他大学大学院からの学生も希望があれば受け入れている。交流規定の対象を増やすことも検討事項の一つと考えられる。

5 研究活動と研究環境

【目標】 適切な教員研究室スペースと研究費及び研究時間を確保し、より活発な研究活動とレベルの高い研究成果を生み出すことを目標とする。

(1) 研究活動

(研究活動)

A 群 論文等研究成果の発表状況

C 群 国内外の学会での活動状況

【現状の説明】 本研究科の過去5年間の研究成果の発表状況および学会での活動状況は下記の表の通りである。毎年、確実に研究成果があがっているものと評価できる。

【研究成果】

()内は海外での活動

年度	学会報告	単著	編著・共著	学術論文	論評	総計
2002	13(1)	3(0)	13(0)	18(4)	19(1)	56(6)
2003	12(1)	2(0)	10(0)	37(7)	17(0)	78(8)
2004	8(2)	1(0)	4(0)	33(4)	10(0)	56(6)
2005	23(3)	5(0)	4(0)	27(5)	10(2)	69(10)
2006	22(12)	2(0)	1(0)	26(12)	23(2)	74(26)

(教育研究組織単位間の研究上の連携)

A 群 附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

本研究科の専任教員は経済経営研究所（GEM）の所員であり、同研究所研究プロジェクトの代表または共同研究員として、あるいは GEM『年報』の寄稿者として、研究所の活動に参加している。

GEM のプロジェクトは近年、活発になってきているが、これらのプロジェクトにおいては、院生・学生が研究補助・アルバイト等の形で協力してきた。

(2) 研究環境

(経常的な研究条件の整備)

A 群 個人研究費、研究旅費の額の適切性

A 群 教員個室等の教員研究室の整備状況

A 群 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

A 群 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性**B 群 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性**

経済学部の当該箇所を参照されたい。

(競争的な研究環境創出のための措置)**C 群 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況**

【現状の説明】 経済学研究科の科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択状況については、次の表の通りである。

年度	学内	学外			
	共同研究費 など	科学研究費補助金		民間研究 助成金	受託研究
	取得件数	申請件数	取得件数	取得件数	取得件数
2004	2	0	0	1	3
2005	4	2	0	1	2
2006	2	3	1	1	1

(研究上の成果の公表、発信・受信等)**C 群 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性**

【現状の説明】【点検・評価】 本研究科教員の最新の研究論文・研究成果については、経済学会発行の『経済論集』が重要な発表機会となっている。経済学会とは、研究科の教員（経済学部の教員に同じ）、経済学部在籍の学生、そして経済学研究科・経営学研究科在籍の大学院生で構成されている組織であり、教員の研究を支援し、学生の勉学を奨励し、さらに両者の知的な交流を深めることを目的としている。ここでの大きな活動の1つとして、先に記した『経済論集』を年間3～4回、定期的に発行している。

また、経済経営研究所(GEM)のプロジェクトに参加している教員は、当研究所の『経済経営研究所年報』にその研究成果を発表することができる。『年報』は、毎年1回、12月に刊行される。また、GEMにおいては、研究過程で生み出された成果について、ディスカッションペーパーという位置づけでの発表機会も設けている。

これらの『経済論集』、『年報』はともに国内外の大学や研究機関等（国内：312箇所、海外：21箇所）へ発送され、研究成果の発信に努めている。特に『経済論集』については、ホームページ上でもPDF化して公表しており、誰でも研究内容にアクセスできるような仕組み作りがなされている。

研究成果の受信については、法経図書館センターの利用や、国内外のデータベース契約により、目白キャンパス内のパソコンであればどこでもアクセスが可能であり、最新の研究をタイムリーに入手できる仕組みが整えられている。

6 施設・設備等

【目標】 大学院専用の施設・設備を拡充することにより、今後、増加が期待される大学院生の学習・研究の充実を図ることを目標とする。

(1) 施設・設備

(施設・設備等)

A群 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

B群 大学院専用の施設・設備の整備状況

【現状の説明】 現在、経済学研究科の大学院生は、東2号館1室と、東1号館2室の計3室の大学院生研究室に分かれて研究を行っている。

【点検・評価】 大学院生研究室に関しては、在籍者が少ないので、現状では問題ないが、入試制度の変更などにより今後、入学者が増えるとスペース不足が問題となるかもしれない。また在籍者が少ないので問題は表面化していないが、多く開催されている各種研究会、講演、ディスカッション、分析作業等を行う大学院専用スペースがなく、大学院生に対する教育や院生の研究活動が制約されている可能性が大きい。

【改善方策】 大学院生研究室に関しては、現在進行中の新キャンパス計画の中で一定のスペースを確保することを要望していく予定である。

(維持・管理体制)

A群 施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況

B群 実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況

教員研究室は各教員が、会議室等は副手が管理している。図書資料に関しては、法経図書センターが管理している。窃盗など、いくつかの潜在的な問題があるが、追加的な機器導入による厳しい管理態勢を必要とするほど深刻な事態ではないと捉えている。

(2) 情報インフラ

B群 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

B群 国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

【現状の説明】 本研究科が必要とする学術資料は、大学図書館および法経図書センター

に所蔵されている。中心となるのは法経図書センターである。通常の図書・学術雑誌のほか、マイクロフィルム、電子ジャーナル、商用データベースサービス、電子化された諸データなども同図書センターが所蔵あるいは契約している。

他大学院・大学との相互利用に関しては、山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム、4大学図書館協定などの制度に基づく相互利用が可能となっている。

【点検・評価】 現在のところ、学術資料の利用に関して大きな問題は生じていないが、今後、電子化されたジャーナルやデータベースの利用がますます増加することを前提に、利用における利便性の確保が望まれる。

【改善方策】 利用可能な電子ジャーナルやデータベースに関する情報提供、利用方法の周知などに、研究科としても積極的に関わっていきたいと考える。

7 社会貢献

【目標】 経済学の最先端の研究を用いた成果により、企業や公共部門に貢献する。

(社会への貢献)

B 群 研究成果の社会への還元状況

C 群 国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

【現状の説明】 経済経営研究所経済経営情報センターの“企業が使えるデータベース”の開発プロジェクトの一つである「企業のワーク・ライフ・バランス（「仕事」と「生活」の調和）の状況を評価する指標の開発」において、本研究科はGEMと連動しながら大きな役割を果たすことによって、社会貢献を行っている。

(企業等との連携)

C 群 大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策

C 群 企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況

C 群 奨学寄附金の受け入れ状況

【現状の説明】 本研究科においては、組織だって企業との連携をしていない。

8 学生生活への配慮

【目標】 大学院生に対して、研究、生活が快適にはかれるように、奨学金、学会発表の研究旅費の支給などを行う。

（学生への経済的支援）

A群 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

【現状の説明】 現在、研究科としての推薦を行っているのは、「安倍能成記念教育基金奨学金」（給付、後期課程1名）、「学習院大学学業優秀者給付奨学金」（給付、2名）である。これ以外には、日本学生支援機構奨学金や民間財団等の奨学金に対するアクセスの支援を行うことになるが、個別教員が情報提供などを行ってきた。

【点検・評価】 上記のような推薦制度のある奨学金に関しては、現状の在籍学生が少ないため問題ないが、今後院生が増加すると給付対象者数が少ないことは否めない。

【改善方策】 民間財団等の奨学金プログラムに関する情報提供や、獲得のための積極的なサポートを組織的に行っていきたい。

（生活相談等）

A群 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

A群 ハラスメント防止のための配慮の適切性

【現状の説明】 学生の心身の健康保持・増進、心身の不調、対人関係に関する悩みなどに関しては、主として保健室がこれに当たっている。毎年4月には定期健康診断が行われている。教員が学生からの相談を受けた場合には、必要に応じてこれらの部署を紹介するようにしている。

仮に学生からの相談等があった場合には、必要に応じてセクシュアル・ハラスメント相談窓口、学生相談室などを紹介することになる。

【点検・評価】 現在のところ、上記のシステムによって、適切な配慮がなされていると考えられる。

【改善方策】 今後も、個々の学生からの様々なシグナルに注意深く対応していくことを研究科として随時確認する。ハラスメントの防止に関しては、研究科委員会として、会議の場などで公式的に確認をとりたい。

（就職指導等）

A群 学生の進路選択に関わる指導の適切性

【現状の説明】 前期課程に関しては、これまでは2年次に修士論文のタイトルの届けを

学生が出す段階あたりで、指導教員と学生が（本学）後期課程に進学するか否かを相談してきた。後期課程進学には、修士論文審査の評価が一定以上であることが必要とされる。この時点で、進学しないケースは必要に応じて、進路選択に関する指導を行う。平成 20 年度入学者からコース制を導入し、後期課程に進学しない「専修コース」と進学する「研究者コース」に分けている。

後期課程に関しては、多くの場合、研究指導自体が進路選択に関する指導となるが、研究科としても公募情報の掲示等を通じて、学生のサポートを行っている。

【点検・評価】 上記のように、進路選択に関わる指導は、前期課程、後期課程を通じて、基本的にはカリキュラムの中で行われている。在籍学生が少ないこともあって、現在のところ大きな問題は見られない。ただし、特に前期課程修了後に就職する者、専修コース在籍者に関しては、大学、就職部、研究科の連携のもとに、よりシステマティックなサポート（学生・教員への情報提供、学外への広報など）を行う必要があるであろう。また、こうした学生の多くは、前期課程 1 年次の後半から 2 年次の前半にかけて就職活動を行う必要があるため、コースワークに悪影響が出ないよう、注意をもって指導することが重要である。

【改善方策】 上記の通り、特に前期課程終了後の就職を希望する者に関しては、就職部を始めとする大学各部門との連携の中で、進路選択のサポートを行うシステムを整備していく。また後期課程に関しても、年限内での学位取得のための指導強化と表裏一体のものとして、その後の進路に関する指導を強化していく。

9 管理運営

【目標】 学部教授会との密接な連携、経営学研究科との単位相互認定、論文審査委員の相互乗り入れなど、大学院生の指導、支援がやりやすいように組織的に対応する。

(大学院の管理運営体制)

A群 大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

B群 大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

B群 大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

【現状の説明】 本研究科の管理運営体制に関する規定は『学習院大学大学院学則』に定められている。その第25条は、管理運営組織に関するものであり、これに基づいて、本研究科所属の専任教授によって研究科委員会が構成されている。研究科委員会の活動は、前述の『学則』第26条に規定されており、研究及び授業に関する事項、入学試験及び学位審査に関する事項、教育課程及び試験に関する事項、学生の学籍に関する事項、学生の指導及び賞罰に関する事項など、教学上の重要事項すべてを審議することになっている。

また、研究科委員はすべて学部教授会の会員であるが、研究科委員会と学部教授会とは、組織運営の上ではそれぞれ独立性が維持されている。

そして、研究科委員長は、研究科委員会の互選により、所属教授のうちから委員長を定める。

【点検・評価】 本研究科の管理運営組織である研究科委員会の活動は、学則に明文化された諸規則に則したものであり、適切な活動である。

前述のように、本研究科委員会と学部教授会は、組織運営上はそれぞれ独立性が維持されている一方で、教育体系においては相互の関連性が保持されており、適切な相互関係にあるといえる。

研究科委員長は、組織の独自性の維持と職務の繁忙化回避のため、経済学部長と同一人にならないよう配慮されており、研究科委員会において適切な手続きによって選任されている。